

第8回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和2年5月27日（水） 15：00～15：20

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、教育長、県警本部長、各部局長、防災部次長、関係課長
計23名

内 容：以下のとおり

1. 緊急事態解除宣言について（防災部）

5月25日、政府は、全都道府県において緊急事態措置を実施する必要がなくなったとして、特措法による緊急事態の解除を宣言し、併せて基本的対処方針を変更されたため、変更後の対処方針について概要を説明（資料1）

2. 緊急事態解除宣言に伴う県の対応

（1）健康福祉部

中国地方各県の最新の新規患者確認状況について説明（資料2）

（2）防災部

県の対応及び県有施設等の再開について説明（資料3、4）

3. 県立学校の対応について

（1）教育委員会

①5月22日に文部科学省から示された「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に応じた対応について説明し、健康福祉部と相談のうえ、県内全域を「レベル1」と判断した旨説明

②松江市内の県立学校においても、来週、6月1日から、一斉登校など平常の教育活動に移行することにする

（2）健康福祉部

県内の感染レベルについて説明（資料5）

（3）知事から教育委員会への要請

①県高等学校総合体育大会（県高校総体）や、全国高等学校野球選手権島根大会（高校野球夏の県大会）の代替大会や、文化系部活動のコンクール・発表の場が、開催できるよう、教育委員会に早急な検討を要請

②特別支援学校の高等部の部活動についても、大会の開催などを同様に検討を要請

(4) 教育委員会の回答

生徒たちのこれまでの部活動の努力が披露できる代替大会などの場を早急に検討する。特別支援学校どうして競う大会については例年どおり 9 月に開催できるように準備する

4. 知事指示事項

(1) 県民の皆さんへのお願い

①基本的な感染症対策の徹底

- ・「三つの密」を回避すること
- ・人と人との距離を確保すること
- ・マスクを着用すること
- ・手洗いなどの手指衛生確保を行うこと

②外出自粛

- ・5月末までは、これまでと同様に、不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は避けること
 - ・6月1日からは、中国5県相互間の移動について、自粛要請を解除する
 - ・6月15日からは、各地域の感染状況を踏まえて、北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外への移動について、自粛要請の解除を検討する
 - ・6月19日からは、全ての都道府県への移動について、自粛要請の全面解除を検討する
 - ・それぞれの期限前にその時点の判断を示す
 - ・なお、観光振興の観点からの人の移動については、まずは県内観光の振興から取り組み、その状況を踏まえつつ、また、各地域の感染状況を踏まえつつ、県外から人の呼び込みを実施する
 - ・これまでにクラスターが発生しているような、接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等については、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離の確保措置など、店舗側で十分な感染防止策がとられている場合を除き、外出機会は極力減らすこと
- こうしたところに外出される際には、店舗側の感染防止対策に頼るだけでなく、各人が、「人と人との距離を保つこと」、「マスクの着用」、「手指の消毒」、「発熱等の症状がみられる場合の外出自粛」などの基本的な感染対策を併せて徹底すること

(2) イベントなど催しものを主催される方々へのお願い

- ①イベント開催の可否の判断の基準については、これまでと同様に、6月18日までの間は、屋内であれば100人以下、かつ収容定員の半分以上の参加人数にすること、屋外であれば200人以下、かつ人と人との距離を十分に

確保できることを目安として判断すること

この目安については、今後の感染状況や感染拡大リスク等の評価を行いながら、段階的な緩和を検討する

②「入退場時の制限や誘導」、「待合場所等における密集の回避」、「手指の消毒」、「マスクの着用」、「室内の換気」、「出演者の発声を伴う催物にあっては観客席との十分な距離の確保」、「声援に係る感染防止策」など、適切な感染防止策をとること

③参加者の名簿を作成し、連絡先等を把握すること

④政府での導入が検討されている接触確認アプリを、接触率の低減や感染拡大防止に活用すること

(3) 施設の管理者の方々へのお願い

接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等のこれまで全国的にクラスターが発生しているような施設や、「三つの密」のある施設について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離の確保措置など、感染防止策を十分に講じること

(4) 事業者の方々へのお願い

①通勤に関して、在宅勤務、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を進めること

②店舗や職場等に関して、感染拡大予防ガイドライン等の実践をはじめとして感染防止のための取組を適切に行うこと

(5) 県有施設等の対応

6月1日以降、原則全面再開することとし、その結果、新たに8施設を再開、既に再開している26施設のうち、9施設について利用範囲を拡大する

(6) 県立学校の対応

すべての県立学校は、5月25日から既に再開し、松江市以外の県立学校では、一斉登校による通常の授業が始まっている。来週6月1日からは、現在、分散登校としている松江市内の県立学校においても、一斉登校など通常の教育活動に移行することとする

第8回島根県対策本部会議

(緊急事態解除宣言)

日時：令和2年5月27日（水）15：00～

場所：県庁6階 講堂

1. 緊急事態解除宣言について
2. 緊急事態解除宣言に伴う県の対応について
3. 県立学校の対応について
4. 知事指示事項

【配付資料】

- 資料1 新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言
- 資料2 中国地方各県の最新の新規確認状況
- 資料3 島根県の対応
- 資料4 県有施設等の再開について
- 資料5 令和2年5月22日 文部科学省初等中等健康教育・食育課 事務連絡
『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』抜粋

新型コロナウイルス感染症緊急事態解除宣言

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 4 月 7 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認めるため、同条第 5 項の規定に基づき、5 月 25 日、緊急事態が終了した旨を宣言した。

中国地方各県の最新の新規患者確認状況

都道府県	陽性確認日	5月31日までの経過日数
鳥取県	4月18日	43日
島根県	5月2日	29日
岡山県	5月11日	20日
広島県	(注1) 5月3日	28日
山口県	5月5日	26日

(注1) 広島県で5月21日に患者1名が確認されているが、患者が退院後の再検査の結果、陽性が確認された事例

(注2) 令和2年5月27日9:00時点の各県ホームページ公表資料より作成

島根県の対応（案）

島根県対策本部決定

緊急事態宣言解除後の対応

県民に対し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針に基づき、以下の4点を依頼

- (1) 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、5月末までは避けること
 - ① 6月1日以降は中国5県相互間の移動について自粛要請を解除する
 - ② 6月15日以降は各地の感染状況を踏まえて北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県以外への移動について自粛要請の解除を検討する
 - ③ 6月19日以降は全ての都道府県への移動について、自粛要請の解除を検討する
 - ④ 自粛要請が解除されていない都道府県への不要不急の移動は慎重に対応すること
- (2) これまでにクラスターが発生している、繁華街の接待を伴う飲食店、カラオケ、ライブハウス、スポーツジム等について、換気や消毒、入場制限をはじめとする人と人との距離を確保する措置などの感染防止策の取組みが行われている場合を除き、外出機会を極力減らすこと
- (3) 「三つの密」のある場についても同様に、外出機会を極力減らすこと
- (4) これら以外の外出については、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや人と人との距離の確保などの基本的な感染対策を継続すること

県有施設等の再開について(案)

令和2年5月27日時点

No.	施設名称	既に使用が可能な施設	使用が可能となる施設		引き続き使用できない施設等	電話番号
			再開日			
1	島根県立しまね海洋館 アクアス	休館中	6月1日(月)	全館	イベントの再開については、調整中	0855-28-3900
2	島根県立三瓶自然館 サヒメル	休館中	6月1日(月)	全館	—	0854-86-0500
3	三瓶小豆原埋没林公園	休館中	6月1日(月)	全館	—	0854-86-9500
4	花ふれあい公園 しまね花の郷			再開済		0853-20-1187
5	島根県立宍道湖自然館 ゴビウス			再開済		0853-63-7100
6	島根県立図書館	学習室を除くすべての施設 (館内での閲覧不可)	6月2日(火) 〔6/1は 休館日〕	学習室 館内での閲覧開始	—	0852-22-5748
7	島根県立青少年の家 サン・レイク		6月1日(月)	全館	—	0853-69-1316
8	島根県立少年自然の家		6月1日(月)	全館	—	0855-52-0716
9	島根県立八雲立つ風土記の丘	屋外施設	6月1日(月)	展示学習館、ガイダンス 山代の郷	—	0852-23-2485
10	島根県立古代出雲歴史博物館	休館中	6月1日(月)	全館	—	0853-53-8600
11	島根県さくらおろち湖周辺 スポーツ施設			再開済		0854-42-9600
12	島根県立武道館			再開済		0852-22-5711
13	島根県立石見武道館			再開済		0855-23-7170
14	島根県立水泳プール			再開済		0852-26-4583
15	島根県立体育館			再開済		0855-23-1201
16	島根県立サッカー場			再開済		0856-23-2644
17	島根県立はつらつ体育館			再開済		0852-21-3253
18	島根県立浜山公園	散策路、自由広場、屋外競技施設 (陸上競技場、球技場、野球場、 少年野球場、テニスコート)、体育館、 屋外施設付属の会議室、更衣室、ロッカールーム、 クラブハウス、遊具エリア	6月1日(月)	大型遊具	—	0853-53-4533
19	島根県立石見海浜公園	散策路、テニスコート、遊具エリア	6月1日(月)	大型遊具、キャンプサイト、 ケビン村、波子地区の一部駐車場、 マリnhaus、PRコーナー	—	0855-28-3600
20	島根県立万葉公園	散策路、芝生広場、やすらぎの家、 和風休憩所、野外和風音楽堂、遊具エリア	6月1日(月)	キャンプサイト	—	0856-22-2133
21	中山間地域研究センター			再開済		0854-76-3808
22	島根県畜産技術センター			再開済		0853-21-2631
23	島根県立ふるさと森林公園	森林学習展示館、多目的広場	6月1日(月)	コテージ、テニスコート、 キャンプ場(松江市所管)	—	0852-66-3586
24	島根県立東部総合福祉センター いきいきプラザ島根			再開済		0852-32-5911
25	島根県立西部総合福祉センター いわみーる			再開済		0855-24-9330
26	島根県立男女共同参画センター あすてらす			再開済		0854-84-5500
27	島根県立美術館	休館中	6月1日(月)	全館	—	0852-55-4700
28	島根県芸術文化センター グラントワ	いわみ芸術劇場	6月1日(月)	石見美術館	—	0856-31-1860
29	島根県民会館			再開済		0852-22-5506
30	島根県立産業交流会館 くまびきメッセ			再開済		0852-24-1111
31	島根県立産業高度化支援センター テクノパークしまね			再開済		0852-60-5100
32	島根県物産観光館	休館中	6月1日(月)	全館	—	0852-22-5758
33	竹島資料室	休館中	6月1日(月)	全室	—	0852-22-5669
34	日比谷しまね館(東京都千代田区)	開館延期中	5月29日(金)	全館(時間短縮営業)	—	03-5860-9845

(注1) 上記施設の再開・休館については、状況に応じて適宜見直す場合があります。

(注2) すべての施設(日比谷しまね館を除く)について中国地方4県以外からの県外客は利用を控えるよう案内します。

(注3) 5月31日までとしていた施設の使用料の減免措置(定員を2分の1にした上で、2分の1減免)については、当面、継続します。

令和2年5月22日 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課 事務連絡

『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル』より抜粋

「新しい生活様式」を踏まえた学校の行動基準

地域の感染レベル	身体的距離の確保	感染リスクの高い 教科活動	部活動 (自由意思の活動)
レベル3	できるだけ2m 程度(最低1m)	行わない	個人や少人数での リスクの低い活動で短 時間での活動に限定
レベル2	できるだけ2m 程度(最低1m)	リスクの低い活動から 徐々に実施 ²	リスクの低い活動から 徐々に実施 ² し、教 師等が活動状況の確 認を徹底
レベル1	1mを目安に 学級内で最大限の 間隔をとること	十分な感染対策を行 った上で実施	十分な感染対策を行 った上で実施

「レベル3」・・生活圏内の状況が、「特定(警戒)都道府県」に相当する感染状況である地域(累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断する。特措法第45条に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑え込む地域。)

「レベル2」・・生活圏内の状況が、

①「感染拡大注意都道府県」に相当する感染状況である地域(特定(警戒)都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者等で判断することが考えられる。感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、知事が特措法第24条第9項に基づく協力要請を実施する地域)及び

②「感染観察都道府県」に相当する感染状況である地域のうち、感染経路が不明な感染者が過去に一定程度存在していたことなどにより当面の間注意を要する地域

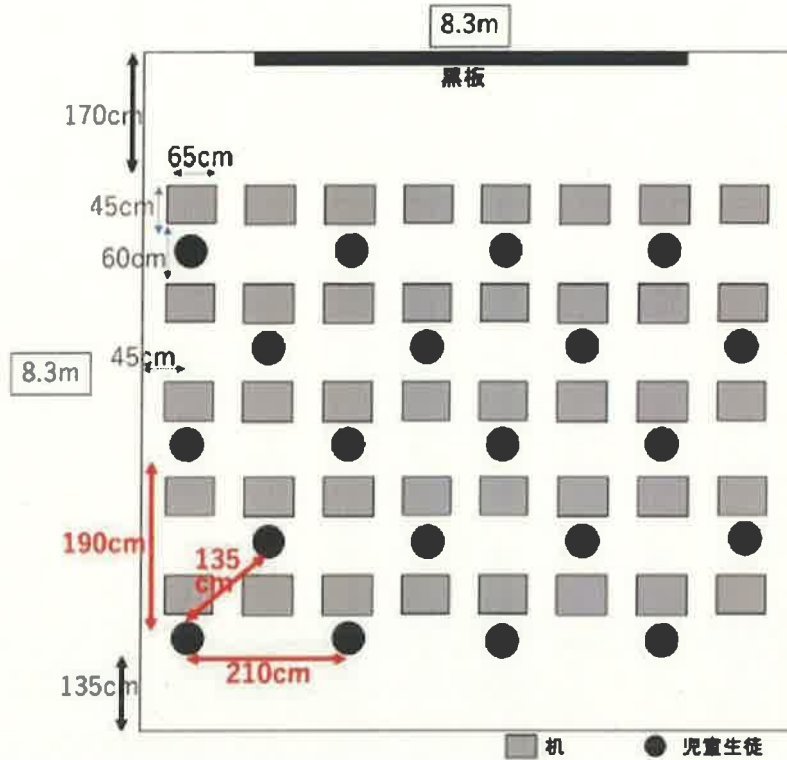
「レベル1」・・生活圏内の状況が、感染観察都道府県に相当する感染状況である地域のうち、レベル2にあたらないもの(新規感染者が一定程度確認されるものの、感染拡大注意都道府県の基準には達していない。引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する地域)

※ 上記のいずれの地域に該当するかは、地域のまん延状況や医療提供体制等の状況を踏まえ、自治体の衛生主管部局と相談の上、判断すること。

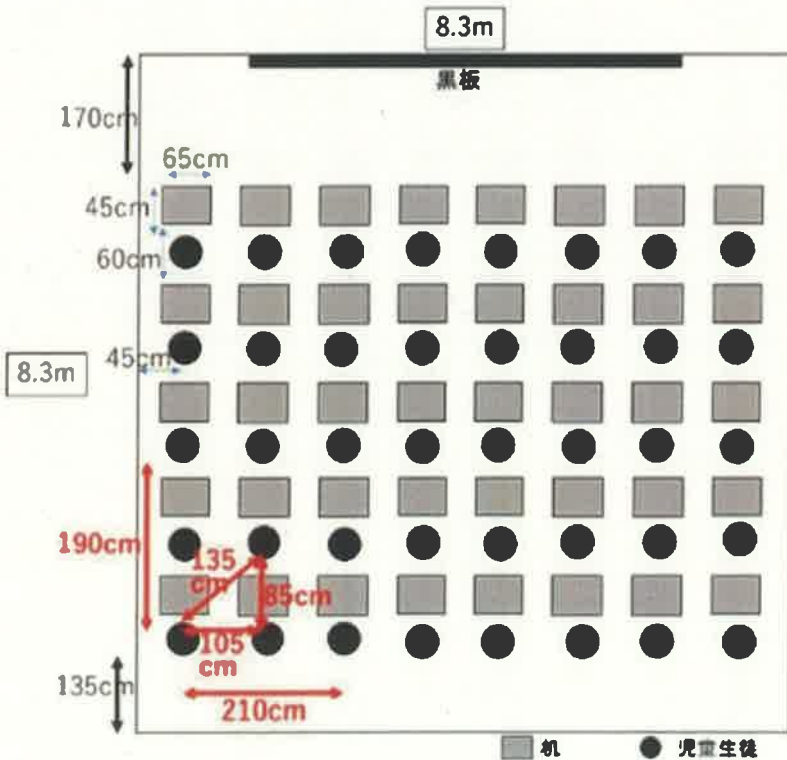
※ 各レベルの地域において、具体的にどのように教育活動を進めるかについては、第3章に詳述しています。

² レベル3からレベル2に移行することを想定しており、レベル1からレベル2に上がる際には「感染リスクの高い活動を停止する」となる。

(参考) レベル 2・3 地域 (1 クラス 20 人の例)



(参考) レベル 1 地域 (1 クラス 40 人の例)



『新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言』より抜粋

- 地域の感染状況に応じ、緊急事態宣言の対象地域の考え方や、4月1日の提言で示した地域区分の考え方も踏まえ、各都道府県を以下3区分に分類し、それぞれの地域において、適切な感染対策を実施していく。

- ① **特定（警戒）都道府県**：法第45条各項に基づく「徹底した行動変容の要請」で新規感染者数を劇的に抑えこむ
- ② **感染拡大注意都道府県**：都道府県において、地域の感染状況をモニタリング。「新しい生活様式」を徹底するとともに、必要に応じ、法第24条第9項に基づき要請を行う。
- ③ **感染観察都道府県**：引き続き感染状況をモニタリングするとともに、「新しい生活様式」の徹底で、感染拡大を防ぐ。

	①特定（警戒）都道府県	②感染拡大注意都道府県	③感染観察都道府県
判断基準	【緊急事態措置の指定基準】 累積患者数、感染経路が不明な感染者数の割合、直近1週間の倍加時間などで判断。 【再指定基準】 4/7の指定の際の指標や水準の考え方、感染の状況を踏まえつつ、直近1週間の新規感染者数等から、より迅速に再指定を行う。	特定（警戒）都道府県の指定基準等を踏まえつつ、その半分程度などの新規報告者数等で判断することが考えられる。	新規感染者が一定程度確認されるものの、②の基準には達していない。
対応	基本方針	感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底する。 必要に応じ、知事が法第24条第9項に基づく協力要請を実施。	引き続き感染状況をモニタリングしながら、「新しい生活様式」を徹底。
	外出	（必要に応じ、法第24条第9項に基づく）外出自粛の協力要請。 - 不要不急の県をまたぐ移動や3密の場所への移動は徹底して避ける。	- 不要不急の①・②との県をまたぐ移動は避ける。 3密の場所への移動を徹底して避ける。
	出勤	在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進	必要に応じ、在宅勤務（テレワーク）、ローテーション勤務、時差出勤、自転車通勤等の推進
	イベント	- クラスターのおそれがあるイベント、3密の集まりは法第24条第9項及び法第45条第2項等に基づき、開催の自粛の要請等。 - それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。	- 一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 - それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対応等を求める。 - 参加者は100名以下、かつ、収容人数の50%以下を目安とする。
	施設の使用制限	- 都道府県知事が、地域の実情に応じて法第24条第9項に基づく協力要請を実施。 - クラスターのおそれがある施設や3密施設は使用制限の協力要請を検討。 - 具体的に集団感染が生じた事例を踏まえた、注意喚起の徹底。	- 都道府県知事が、地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断。 - 一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。